

共同実施・こんなことできたらいいな

～「教育の情報化支援と学校事務業務の共同実施」その現状と課題～

研修委員会・研究委員会

趣旨説明

最近の学校を取り巻く状況は、義務教育費国庫負担制度の問題や公務員制度の見直し、評価制度など目まぐるしく変化してきている。一方、他県では学校事務職員が校長や教頭に登用される時代となってきている。そして、平成10年の中教審答申「今後の地方教育行政の在り方について」の中では、目指す改革の方向性として次のようなことが示されている。

学校の自主性・自律性の確立と自らの責任と判断による創意工夫を凝らした特色ある学校づくりのためには、人事や予算、教育課程の編成に関する学校裁量権限を拡大するなどの改革が必要である。また、学校の自主性・自律性を確立するためには、それに対応した学校の運営体制と責任の明確化が必要であり、このような観点から学校運営組織を見直すことが必要である。

平成11・12年度、「事務の共同実施」の研究加配が行われ、平成13年度からは第7次義務教育諸学校教職員定数改善計画（以下「第7次定数改善計画」）の一環として、「事務部門の強化対応」を改善内容として、5年間で726名が法的に定数改善されることになった。この改善は従来と違い、きめ細かな学習指導や教育の情報化を支援するための目的加配となっている。本県においても、定数加配がなされているところがある。このような方向性で様々な改革が進められている今、学校の管理運営部門を担っている学校事務職員の役割は非常に重要になってきていると文部科学省を始め、各関係機関から指摘されている。しかしながら、私たち学校事務職員にとって一人配置であるという特殊性が、経験年数等の違いによる力量の差を生じさせ、個々の能力を各校の学校経営の中で生かすことができずにいるのではないかと考えられる。

激変する学校教育の中で学校事務職員に求められることや、それに対応できる資質の向上を目指した研修の方向性を提示し、自己の意識改革による啓発を促すために、第1分科会の職務確立分野が設定されている。特に、今後早急に推進しなければならない研究課題は、学校や地教委並びに教育関係諸機関との連携における「共同実践」である。しかし、全国的視野に立った共同実施における研究や実践についても、各県の取り組みにちがいがあっても否めない状況になってきている。

共同実施は、大きく2つのパターンに分けることができる。1つ目は、共同実施組織の業務そのもので学校を支援するもの、2つ目は共同実施により各校の事務職員の負担を軽減し、そこで生じた余力で自校の学校支援を充実させようとするものである。この2つのバランスがとれていることが学校内に効果を波及させるポイントになるかと思われる。共同実施の目的は効率化だけにとどまらず、効率化によって生じた余力や、組織化による効果としての力量アップによって、学校事務を高いレベルに標準化することにより、学校の自主性・自律性の確立と特色ある学校づくりに貢献できるものと考えられる。

今年度の第1分科会では、第7次定数改善計画により加配を受けた学校の取り組みの一例として、事務処理の効率化など校外での実践についての発表や、支部の研究実践として、共同実施を学校事

務の効率化との観点から考え、改善できることは何かについて学校事務職員としての立場でイメージできることを田村支部から発表いただくことになっている。これらの研究発表を基に、本県における共同実践や共同実施のあり方を探っていきたいと考えている。

研究委員会では、今年度より学校事務職員の加配による学校事務のあり方、また加配なしでの学校事務職員相互の協業に関する研究に着手したところである。今後、市町村合併や少子化の進行による学校の統廃合が加速することが予想され、新しい学校を支える学校事務処理システムとしての共同実施を考えるならば、早急に取り組まなければならない研究課題の一つであると言える。本分科会では、共同実施を合理化と捉えるのではなく、学校事務の組織化と捉え、共同実施で何ができるかという視点での活発な研究協議をお願いしたい。

第1分科会 共同実施・こんなことできたらいいな

田村地区公立小中学校事務研究会
主題別研究 共同実施に関する研究部

1 はじめに（共同実施に関する研究の背景）

第7次定数改善計画による「きめ細かな学習指導」や「教育の情報化支援」のための事務部門の強化対応として学校事務職員の加配がなされ、全国的にも共同実施という形で展開されている。また、その総数は700名余に上り、県内においても加配がなされている。これらのことを背景に、田村事務研共同実施に関する研究部は、学校事務の効率化の観点から共同実施を考え、それに伴う児童生徒の学力向上への効果や、学校事務を共同で行うための事務標準等の整備を含め、自分の学校でそれらが展開されると仮定した場合、改善できることは何かを自分たちのイメージで考えてみることにした。

研究のポイント	1	制度やシステムについての理解を深める
	2	複数配置やセンター方式などの特性を探る
	3	共同実施のイメージの作成

2 研究概要

(1) 経過の概要

「共同実施」に関心のある会員が集まってはみたものの、具体的な構想が定まらなかった。2年間の継続研究ということで、前述のようなテーマこそ設定し、毎回資料を持ち寄るものの、実務に結びつけにくいことなどから、協議は全国のさまざまな現状等についての情報交換に終始してしまうことが少なくなかった。また、話題はどうしてもマイナス要因的な部分に集中しがちで、共同実施を具体的にイメージするまでには至らず、次年度へ向けた簡単なまとめで第1年次は終了した。

第2年次は、これまでの経過を再確認して取り組んだが、全国で展開されている「共同実施」のいくつかについて、【資料】（後述）のようにまとめることで、その特徴や課題などをより詳細に把握することができた。

さらに具体的なイメージづくりのため、細かく班を編成してそれぞれに研究を深めることとした。これまで提供された事例や作成資料などを参考に、分野ごとに「何をどのように」共同実施

していくかをまとめ、最終的にひとつにまとめて報告することを目指したのだが、実践の伴わないことであるため、結局は具体性のない一覧表どまりであった。

(2) 共同実施の意義・ねらい

これまでの研究協議や資料などから、共同実施の意義やねらいについて次のとおりまとめた。

学校の組織的運営の創造	積極的な学校運営への参画
総合的な事務処理体制の整備	学校の自主・自律性の確立がすすむ中で責任体制を明確化
教員の事務負担軽減	教育に専念できる環境づくりを推進・支援
組織的に連携する事務改善	学校間連携による効果的・効率的な事務の在り方を追求
集中処理による効率化と均一化	地域間格差、学校間格差のない教育行政の展開
関係機関と学校との事務再配分	それぞれの組織体制や果たすべき機能の見直し
定数改善の受け皿	複数配置ではなく目的加配による改善とその効果への期待
事務職員の処遇改善	組織における長の必要性和格付けの派生
小中高一貫教育に向けて？	高等学校的「校長・教頭・事務長」体制が小中でも実現可

(3) 全体研究協議とまとめ

具体的に「何をどうする」という提案もないままに2年の研究期間が経過し、このテーマについて地区事務研としての研究協議をもつこととなった。

共同実施に関する意識調査も実施したのだが、我々研究部の予想していた結果とは大きく違っており、平成11年度に実施した結果からの変化に驚いた。遠路おいでいただく指導助言の先生には申し訳ないが、閑散たる協議の状況を思い描いていただけに、会員がさまざまな観点からそれぞれの意見を述べてくれたことが何よりの成果であったと感じながら、本研究の一応のまとめとした。

言い出しにくい・実践しにくい共同実施についての研究や議論は、できるだけ避けてきた傾向がある。現状をまとめ課題を明らかにして広く意見を交換することは、極めて重要なことであると思われ、新しいステップの大きな足がかりとなった。以下、その詳細を述べることとする。

3 共同実施の現状

(1) 全国の共同実施例

福島県も含め、全国で展開されている共同実施について、【資料】のとおりまとめた。なお、その特徴的な内容については補足的に【資料】にまとめた。

(2) その他の事例

共同実施に関する研究実践は全国的に大きな広がりを見せている。【資料】にまとめきれない事例等について【資料】にまとめた。

(3) 導入にあたり予想される課題キーワード

共同実施と共同実践

それぞれの考え方も違うのでそのような表現をしているようだ。全国的には「実施」のようである。1校1名全校配置が基本であり、例えば「センター化」がすすめば逆に定員削減が予想されることなどから、まだまだ否定的に捉える考え方もある。

学校事務標準、職務標準

県事務研としては案を県教委に提示したが、田村の場合は町村単位でも事務標準は未整備

である。また、校内教職員間での共同実施という観点では、実質的に機能する校務分掌が必要であり、現状は事務内容等の羅列にすぎないのでは？

職務権限の拡大や委譲

権限委譲と言われながら、実質的には校長の権限というのはほとんどないのが現状。特に財務的な権限は不可欠と思われるが、流用さえもままならない町村会計。事務職員に至ってはそれ以前の問題とも。

財務運営組織を作ってすすめることがますます重要になるだろう。責任所在が問われる場面も多くなると思うが、だからこそ複数での広い研修なども必要になる。

町村合併と事務職員定数

例えばひとつの町としても取り組むことは可能だろう。やはり町単位、学区単位などがやりやすいか。小中連携を図ることも可能。しかし、町村合併が絡んでくれば、自ずと学区編成を見直さなければならないという課題が生じ、学校数の減少は免れない。理想的ではあるが、義教費の見直しなども含め、定数削減が始まり難しくなってくるだろう。

ただ、定数削減で未配置が増えれば、逆に自ずと共同実施が進むのではないかと考えられる。同時に教員の兼務さえも出てくるかも知れない。

義教費がなくなれば高校との交流も考えられなくもないが、東京都のような任用一本化へ移行していく可能性も。

複数校兼務辞令発令

権限の有無にかかわらず他の学校の仕事を果たしてできるのだろうか。やはり兼務発令がなければ無理なこと。

新採時、経験者に教えていただいたり、審査会の際お互いにチェックし合うなどの発展と考えると。

共同実施の導入形態

センター方式、ブロック・グループ化、拠点校から関連校への学校巡回等、不在校への指導、定期的な会合による集中処理・研修、分校化、単なる兼務辞令発令。

事務職員以外の意識

制度として確立していないこうしたシステムについて、郡内の教育委員会はどれくらい認識しているだろう。教職員はどのように考えているだろう。

何のための共同実施かを考えれば、効果的な教育の推進に他ならない。共同実施によって学校運営の機能が発揮されなければならない。それは当然事務職員だけの話ではなくなるが、それこそがほんとうの共同実施であり、そこから共同実施は始まっていくのではないか。

教員の事務負担軽減を具体化しながら、校内全体での事務処理体制を確立していく必要があるが、そのためには教員の事務に対する理解が不可欠である。

全国の実践の具体的な効果

実践の具体的な効果が明確になっていないのではないかと。もちろんないわけではないと思うが、現実のものとしては伝わってきていない。

県内の実践校の詳細な報告に期待したいのだが、加配が該当校だけの「複数配置」にとどまって、近隣校との連携等にまでは至っていないのではないだろうか。研究加配としての先駆的な取り組みとその具体的な実践報告によってこそ課題が明らかになり、ノウハウが蓄積され、さらに前進できるのではないだろうか。

なお、効果は特に精神的な部分が少なくなく、なかなか見えにくいのではと考えられる。それが実はたいへん大きいものであると我々事務職員は感じるのだが、それ故に他職種職員

との温度差は大きくなるのかもしれない。

ネットワークと情報の共有

仕事や情報を共有化していくことによって、共同実施は自然に見えてくるのではないだろうか。ネットワーク化がさらにすすんでいけば、やがて仕事のルールも標準化されるという側面があるのでは。

組織的連携と事務研

1校1名体制では何をやるにも非効率的。不得意な分野もないわけではない。

事務標準が確立すれば（確立させるために）格差のない事務運営が実現すると思われるが、事務研のような運営組織でさらに連携すると、数名で数校を効率よくすすめられるのではないか。

事務研はグループワークのスタイルをベースに活動しているが、それが会員の意識の中にしっかり根ざしていると思われる。任意の研究団体でありながら、情報・ノウハウが結集して最も頼れるところになっている。OJTのひとつのスタイルではないか。

研究組織としてより実践組織として協力体制を整えて利用したら、さらに大きな効果が期待できるのではないか。

4 共同実施導入のポイント（注意すべき点）

（1）何を共同実施するのか

財務的な部分は発注段階から共同で初め、共同購入するという事は可能だろう（事例もあるようだ）。

町会計などはもっと効率的にすすめられるだろう。電算処理なども誰かが一括入力してもいいのではないか。事務局がやればもっと効率的かもしれないが

給与や旅費、福利厚生など県費関係は、認定権という課題がクリアできなければ無理だろうか。

備品については、検討委員会を組織して整備要領を作り、データベース化をすすめている船引町のような例がある。備品に限らず町村ごとに取り組みはさまざまである。

施設関係は各校の実態なので難しいだろう。

文書收受を集中的にデータベースで行い、共通的なものは共用している例がある。

それぞれの事務処理だけでなく、事務処理の計画を立てることも重要。

好き嫌いなど言っていられないが、得意な部分と不得意な部分があることは否定できないので、そこはカバーし合えればお互いに助かる。

（2）誰と共同実施するのか

事務職員同士の共同実施はイメージしやすい。

学校長への権限拡大がすすめばすすむほど、複数の事務職員がいなければ実効性は高まらないだろう。校内に定着させていくために、全教職員での共同実施を推進していくべき。

ネットワーク化が発達してくると、隣の学校だけでなく、遠隔地区の学校との連携も可能になるのではないか。

役割分担の観点から、あらかじめ各校において何を誰が担当するのかを明確にしておく必要がある。その基準としても事務標準は重要である。

イントラネット整備により、個々の教職員へ電子メールで細かい指示ができるようになる。

学校にいる事務職員。いなくても学校事務職員（センターなど）という扱いも全国の例にはあるが、我々のスタンスとしては「学校にいての学校事務職員」ではないか。

(3) 何のために共同実施するのか

事務部門の強化による、より効率的な学校事務運営。

事務運営の改善にとどまらない、組織的な学校運営への効果に結びつけること。

効果性、効率性だけを求めるのではなく、さらにその先の「学校運営全般にわたる創造的な改革」に目を向ける必要がある。＝「地域に開かれた学校」「特色ある学校づくり」加配および効率化による余力を、教育条件整備や環境整備、教員が児童生徒とふれ合う時間を確保するための支援に結びつけること。

学校裁量権の拡大　さまざまな方針の明示、結果についての説明が必要　情報の提供と説明責任・自己評価が求められる。＝「学校の自主・自律性の確立」他職種の目も大切だが、同職種でのチェック機能が働くことは心強い。

(4) どのように共同実施するのか

コンピュータネットワーク化による情報の提供、共有・共用。

コンピュータで処理することはできても命令をする仕事は必要。また、入力や操作ミスなどもあるので、それを確認する仕事も不可欠。さらに、クオリティの高い仕事をするために時間をかけてコンピュータを利用することも大切である。

共同実施のためには組織化が必須となる。事務研がすでにその役割を担っているのでは？共同実施の代表的なパターン。

A：数校での特定事務を、共同・集中的に処理。書類の作成や点検、物品の共同購入。基幹校に特別な事務室を設置することも。

B：事務研究会などと連携し、標準化を図りながら書類作成や点検。地域全体への効果。

C：教育委員会と学校との間に事務センターなどの新たな事務組織を設置。権限の付与と職制の導入。

AからBへ、あるいはAからCへ、BからCへと発展する可能性は少なくないが、それぞれの成果が大きな鍵である。

(5) 共同実施の趣旨に合わないものは何か

事務職員の職務範囲と各学校独自の部分、共同でできるものとそうでないもの。

事務処理の一連の流れから考えた場合、初期の段階（判断事務）では難しい。終末の段階（整理事務）はすすめやすい。権限との絡みが大きい。

他校に出かけて行ってそこで完結できるものはしやすい。

学校にいなければならない理由をアピールしつつ考えることがポイント。

共同実施できない部分を見出すことは、学校事務職員が学校にいなければならないことの裏付けになるのではないか。

事務処理に集中するばかりでなく、子どもが何をしているか・何が必要なのか、大きく小さく見たり考えたりする立場（係）や時間も必要である。

結果的に共同実施は、その効率性を高め、学校事務職員の存在意義を明確にすることが可能なのではないか。

これらを考えたとき、学校事務を全体的に見ているばかりではなかなか前にすすまないことを実感し、共同実施をすすめる方向という前提で、もう少し小さな単位ごとに考え、それぞれの特性を具体化し、共同実施の効果をシミュレーションしながらイメージづくりをすすめることにした。

5 福島田村の学校事務「共同実施」のイメージ

(1) 共同実施「集中処理」の主な内容

より具体的なイメージづくりのため、分類ごとに実施可能と思われる事務内容を洗い出した。実践が伴わないために、その課題等を明らかにするところまでは至らないが、複数で事務処理をすすめることにより、効率性、確実性などが一層高まるであろうことは言うまでもないと思われる。

分類	事務分野	共同実施の内容等
庶務	情報化支援・管理	共通データベース・テンプレート作成 コンピュータ操作講習会等 各種名簿等の作成・管理 学籍、各種調査、教科書給与事務などへの資料提供 事務だよりの発行
	文書管理	文書收受事務（共通文書）のデータベース運用
	サービス管理	履歴書、出勤簿、休暇整理簿等の整理・確認 勤務状況報告書の作成
	各種連絡調整	学校行事に関わるバスや講師派遣依頼等、外部機関との連絡調整 就学援助費等保護者宛通知文書の一括作成
県会計	給与・諸手当	例月実績通知書作成と関連諸帳簿等の整理・確認 諸手当認定状況の確認
	旅費	復命書と命令書との照合・確認 旅費執行状況分析や予算管理のための資料提供
	福利厚生	被扶養者認定状況の確認 各種事業の案内等（事務だよりの）
財務	町村会計処理	執行伝票の一括起票処理 物品共同購入（単価契約等）の推進と請求伝票等の一元化 予算執行状況の統計・分析
	諸会計処理	支出伝票等と出納帳との照合 学校費等集金事務の口座振替の促進と金融機関との連携 監査的な役割
	備品管理	データベース化と総合的な備品活用支援 照合事務の集中処理
	施設設備管理	施設維持管理計画等の作成 施設等維持費の統計化

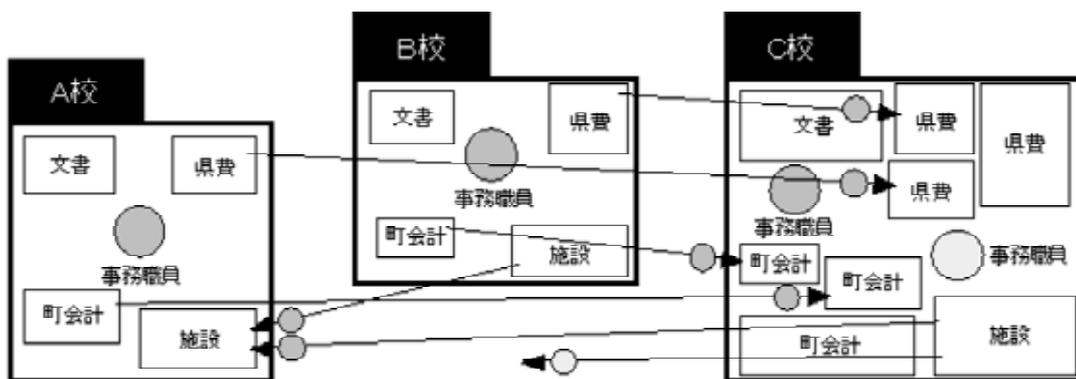
これらの内容は、いずれも「事務職員の視線」であることは否定できない。また、複数の事務職員で処理するという経験がないだけに、「1校での感覚」が少なからず残っているだろう。共同実施は事務職員だけのものではなく、学校あるいは地域全体としての取り組みとしてさらに検討していかなければならないと考える。

繰り返しになるが、効率性や確実性という点では、単数配置では為し得なかった次のようないくつかの機能が働くというメリットが極めて大きいと思われる。

分担機能	大小さまざまな分担意識により、自ずと専門性が高まる。 規程、様式等、より効率的な処理システムづくりが自然に派生する。
点検機能	経験とノウハウが、より細部にわたる精査を実現できる。（教頭、校長は専門外） 事務分野にとどまらず学校全体への波及効果が期待できる。
研修機能	日常的なタイムリーな研修の機会と捉えることができる。（OJT） ひとりだけのものだった経験や知識などを共有でき、研究意識が高まる。

事務の集中処理は、さらに検討を加えればより具体的な内容が見えてくるだけに、導入しやすい手段であると思われる。しかしそのままでは複数配置の延長にしかならないのではないだろうか。共同実施には、より一層の「連携」が必要であり、さらに事務処理体制を見直し組織的にすすめていく必要があると考える。

●共同でそれぞれの単位事務を集中して実施



(2) 事務研究会組織をベースにした共同実施

田村地区事務研究会では、平成8年度の県事務研究大会において、「グループワーキングとネットワーク化」についての発表をした。液晶プロジェクトによりネットワークの実際を紹介しながらの発表だったが、当時はまだ実務上の具体性に欠けていたことは否めない。しかし、今改めて振り返ってみるとそれは「共同実施と教育の情報化支援」であったのだ。

その翌年平成9年度の大会では、「文書管理事務」をこれもまた当時は珍しいオムニバス形式で、さまざまな観点から実践例を紹介した。山積する課題に1人ずつそれぞれが対峙するのではなく、視点の異なる実践で検証した成果を持ち寄ってまとめ上げるという「共同実践」的な研究

方法としたという記憶がある。

平成14年度の県大会において、教育の情報化支援に関する具体的な取り組みについての報告があったが、この分科会でも「学校事務の情報化」「ネットワークと共同実践」「広域的な共同実践」「グループワーク」など、共同実施に関するさまざまな考え方が紹介されている。

全国の共同実施の状況についてまとめてきたが、会員それぞれがさまざまな機会に実際の様子などを少なからず耳にしてきたことだろうと思う。いずれの事例でも多少の課題はあるにせよ、学校事務を共同で実施することによる効果・メリットが決して微細なものではないことは理解されているだろう。共同実施が必要なのである。

現在は共同実施の必要性とは逆に、より多くの加配は望めない状況になっている。単数配置どころか田村では未配置校さえある現状では、確かに「共同実施」を云々している場合ではないのかもしれない。ただ、現在もそして将来的にも限られた人的条件で最大限の効果を果たさなければならぬとき、これまで以上に事務研組織・活動のような協力体制が望まれるのではないだろうか。

田村地区ではこれまでの活動において、相互に資質向上を目指し高め合い、その目的を少なからず果たしてきたところだが、それを個々のものとして終わらせないで、地区の、田村地域全体の学校事務・学校改善を目指すべく、さらに共同的に対応していくような事務運営のスタイルに結びつけていくようなことを考えていかなければならないだろう。つまり「加配によらない共同実施」を展開することである。

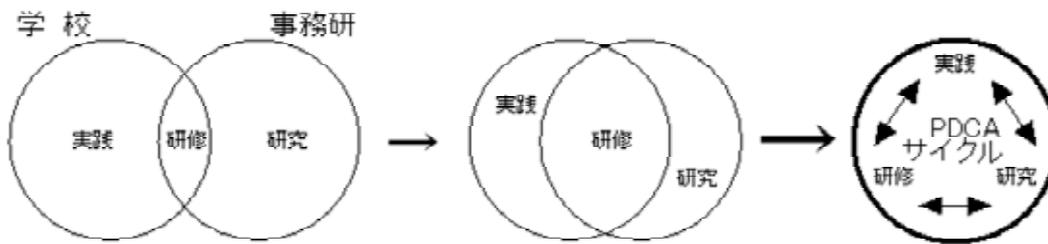
これまでに事務研がまとめてきた手引き、処理要領、研究など、さまざまな成果資料は、効率的な事務をすすめるに値するすばらしいものであるが、残念ながら継続的な実践に至っていないのが現状ではないだろうか。

その原因のひとつに、難しい「自校化」という課題があると考えられる。一般的な学校を想定するなどはしているが、いざ自分の学校に合わせようとする、山積した課題が待っているという現状、どうしてもやりきれない、という経験は少なからずあるだろう。その結果中途半端な自校化となり、研究の成果を引き出せないまま、それまでの現状に戻ってしまっているのではないだろうか。

事務研でやったはずだが、50人規模の協議では、課題が見えにくいものだと思う。1人では逆に見えすぎる。しかし5～10人規模で共通の課題を認識してあたる場合は、現状に流されない具体的なものができるのではないだろうか。問題は個々の意識に違いはないのだが、そこが単数配置の難しさではないだろうか。隣のA小Bさんはやっているというのに、そう思うから、こういうことはなかなか言い出せないもので、そうしてズルズル現在に至っているのではないだろうか。できないものはできない。しかし何人がでいっしょに協力し合いながらすすめることができたら、そこが重要なのだと思うのだ。

日々の事務処理は実践である。またよりよい事務・学校運営のため、研修・研究は不可欠である。一方の事務研は研究組織であり、実践との結びつきを一層強めようと研修活動も行っている。事務研の成果と現実とがなかなか一体化しないこれまでの活動を見直し、事務改善を複数校まとめてすすめていくことにより、実践、研修、研究などPDCAサイクルがより一体的・組織的に繰り返されるだろうと考えられる。

●学校での事務処理と事務研活動とが別々にすすみがち… → ●一体的・組織的に絶えず繰り返される学校事務へ



加配があろうとなかろうと、共同で事務を運営するということは、未配置校をカバーすることでもあり、同時に大規模（中規模）校の複数配置化をも実現することとなる。1人の事務職員が1校で1校分の事務にあたるのではなく、5校の5人が5校分の事務を共同的にすすめるのである。もちろん加配があれば6人で5校となるが、加配がなく未配置校があれば4人で5校などということにもなる。

この方法は現定数のままですぐにも取り組むことのできる最も導入しやすい方法だと思うし、加配を受ける準備段階としても有効な活動だろう。その一方で、未配置校という課題を決定的なものとしかねないという側面もある。しかし、目前に町村合併が迫り学校の統廃合化も見込まれる中で、共同実施もうたわずに定数増を求めようとも、それは不可能に近いものがあるのではないだろうか。未配置校の課題は「学校事務職員が配置されていないこと」ではなく「学校事務を専門的に処理する職員がいないこと」なのだ。それは「学校内の事務が適宜処理されること」で解決するものであり、そこで非現実的な「完全配置」を取るか「擬似的配置」を取るかは、自明の理であるとも思われるがいかがだろうか。未配置校だけの話ではなく、配置校でも産休や育休や病休など、現在直面しているところは決して少なくない。産休や育休は補充が保障されるが、短期の病休や連続する年休等の場合に支障がある。単数配置では「労力 = 0」になるが、共同実施的な発想であれば常に「労力 > 0」なのである。これがいかに心強いものかは、それぞれが十分に認識しているところだろう。

もちろんそれが共同実施の本来の目的ではないだろうが、これまで解決不可能だったそのような課題が、副次的な効果として解消される可能性を共同実施は多分に含んでいるのではないかと考えられないだろうか。

（3）「分担制」による共同実施

さて、事務研究会組織をベースに共同実施をすすめるにあたっては、中学校区などの地域を考慮したグループ編成を行うことになるだろう。財務的な事務内容を見込めば自ずとそうなっていくだろうと思われるし、必然的に集中処理による事務運営が展開されるだろう。

しかしここでは「学校間連携」を強く意識していく必要がある。集中処理が実践であるのに対し、事務処理や運営についての計画を立てていくべきではないかと考える。計画とは、校内の諸規程や事務運営計画など、いわゆる学校事務の「システム」である。

例えば、5（1）に示した3つの分類、あるいは事務分野などを「分担制」でそれぞれ立案し、グループ内の全校がそれらに従って運営されるのである。年間計画であったり、その時々での処理計画であったり、それぞれ担当者の特徴ある計画で、集中処理が必要であれば集まる計画を立てる。

その結果、均一な事務運営が展開される。学校規模に応じた相互支援なども含め、効果的、効率的な事務処理が、学校間の格差なしに展開されるのである。

- それぞれ担当を
決めて企画し、
その計画により
実施
・必要に応じ、集
中して実施等の
対応も可能

	A校	B校	C校
文書			●
県費		●	
町会計			●
施設	●		

(4) 私たちからの提案

2年間の研究期間がありながら、まとめ上げられなかったのは非常に残念である。もう一步突っ込んだ取り組みがあれば、実践への足がかりがもう少しはっきりと見えてきたかもしれない

共同実施に関する我々の議論は尽きない。これまでの研究と違って何一つ実践が伴っていないからだ。我々はそれを「制度」として下りてくることを待って議論しているのだろうか。いやそうではなくて、海のものとも山のものとも判断がつかずに悶々としているのだと思う。実践がいかに重要であるかということだろう。それならばもうそろそろ「机上論」から「実践」へと踏み込んでみるべきではないだろうか。

前述のとおり加配研究をもってしても今後の加配は右肩上がりにはならないのだ。その中でチェック機能を高め、ネットワーク化を推進し、効率的な事務の在り方を探るとすれば、このような方法がベター、いやベストなのではないかと考える。「加配によらない共同実施の推進」こそ我々の最も現実的な選択なのではないだろうか。もちろん基本はあくまでも現状どおりであり、事務研活動の一環として「共同的な事務運営の実施」をまず試行することからだ。

ただし、加配なしでも可能かと思われるが、共同実施のメリットを生かしながらそれぞれの計画をさらに教員部分に結びつけるような取り組みや、拠点校的な役割を担う部分が見えてくると、いよいよ加配の必要性が感じられるようになるのだと思う。

なお、共同実施にあたって次のような提案をしたい。

- 提案その1 事務研究会をベースにした相互担当制による共同実施をすすめること
- 提案その2 必要な兼務発令により集中処理等が可能になること
- 提案その3 ネットワークとデータベースの利用で事務の情報化をすすめること
- 提案その4 校長会等各種組織、教育委員会等との連携を図ること
- 提案その5 学校ごとの特色ある教育活動を支援し、学校事務を確立させること

6 共同実施の推進に向けて

(1) 全体研究協議にあたり

全国の共同実施についてまとめてくると、事務研組織を生かすこと、加配無しですすめている例が少ないことなどがわかってきた。加配によらない研究をすすめることも、他地区にとっては意義深いものとなるだろうし、いずれ我々自身の事務運営に良い影響を与えることになるだろう。

学校の自主・自律性を確立させていくとき、組織的な運営は必須である。とりわけ事務処理体制の整備は責任体制の明確化へとつながるだけに、結果的に事務標準の定着や職制の導入なども予想される。そうしたところから、新しい事務のスタイルを作っていくようになるのだと思うし、だからこそ今からそのノウハウを蓄積しておく必要があるのだと思う。そうした新しい事務処理体制をつくっていくことにより、世の中の理解が得られるのではないだろうか。全国のさまざまな実践例と合わせて考え直してみると、この田村として今取り組んでいくスタイルとしては決して悪くはないと思えるのである。いかがだろうか。

当然ひとつのグループで完結するのではなくて、それこそ事務研内でグループ間の情報交換をさらに強めてノウハウを共用していくことは、これまで培ってきたさまざまな成果を、いよいよ正々堂々と実践していくことができるようになるということではないかと考える。やりたくてもできなかったあの研究が、今度はグループで・グループ内の学校挙げて取り組むことができるようになるのである。

(2) 共同実施に関する意識調査

全体研究協議の直前、全会員を対象に「共同実施に関する意識調査」を実施した。

もちろん賛成・反対と白黒をつけるためのものではない。実施する・しないということと、さまざまな課題とは別に考え、課題は実施しながら解決していくべきではないだろうか。今必要なのは具体的な実践に向けて、どのような立ち上げ方をしていけばよいのか、そこを考えてみることはないだろうか。すぐに実践というわけには行かないことだけに、準備は始めなければならないと考えるのだ。

そうした意識の現れか、我々が予想していた以上に「賛成」の割合は多かった。平成11年度のアンケート調査結果から大きく変化していることがわかった。【資料】

研究協議でも「前回のアンケートから4年が経過し、これほど意識が変わった原因や社会情勢なども考え、単数の何が課題なのかも明確にして検討していくべき」という意見や「学校に必要な学校事務職員としての存在をアピールしながら」という前向きな意見が多かった。ただし、反対と不明・その他とを合わせた数と賛成との比率が50:50ということから、現時点ではまだまだ検討を要することであるとも考えられる。しかし、賛成の割合が3%から50%に大きく変化したことは事実で、これまでになく何かが伝わってくるものがあり、具体的な実践を目指して継続研究していくこととなった。

7 おわりに

ここまでの研究は、全国の事例や課題をまとめて「だいたいこんなもの」と提案したに過ぎない。しかし、こういう機会を作らないとその具体的な部分にはなかなか迫れないもので、それを知ることができただけでも、それは相応の成果だろうと考える。テーマの設定上、某かの提案をする必要もあってまとめたわけであるが、どのように感じどのように考え、今後どのようにすすめるか、更に検討を加えるための踏み台にさせていただければ幸いである。

いずれにしても共同実施はもはや実施校だけの問題ではなくなっている。現在福島県ですすめられている加配措置が、今後のすすめ方に大きく影響してくると思われるだけに、その具体的な経過や効果、実践等の実情も広く提供してほしいと思っている。田村地区では、継続研究となったことから、実践に向けての活動が始まろうとしている。いずれ何かの機会に話題を提供できたらと考えている。

新採用の頃、書類を持って隣の学校に行ってみてもらったことが何度あったことか。右も左もわからない中で、同じ学校事務職員というだけで何かつながり合えたような感覚は今でも変わっていないと思う。審査会などの際の空き時間に情報交換をしながらお互いに内容を確認し合えるのも実はたいへん助かっている。前日までにできたら、数人でまとめてできたら、ほとんどの学校事務職員がそう感じているだろうと思う。「共同実施」という言葉こそ使わなかったが、「ひとりでひとつの学校を受け持つより、何人かで何校か担当した方が効率いいし安心できるよね」、そういう会話をしていたのはもう20年くらい前のことだ。それを今、切なる願いも込めて改めてまとめたものなのかもしれないが、結果的に共同実施のひとつのスタイルとしては成り立っていると思うのだ。

例えば文書事務や財務事務など、事務研ではさまざまな研究・取り組みがすすめられてきた。それらひとつひとつについて、改めてみんなで取り組んでいこうということがあってもいいのではと感じている。あまりにも大きく「共同実施」を捉えるのではなく、小さなことから少しずつ始めていくようなことでいいんじゃないかと。共同実施は特別なことではないのであろう。

しかしそれらはやがて、学校事務の効率化につながり、積極的な学校運営への参画に結びついていくことだろう。「望ましい学校事務の未来像」はそこにあるのではないだろうか。「夢をかたちに」していくチャンス。

平成14・15年度 田村地区公立小中学校事務研究会主題別研究 共同実施に関する研究部

船引町立要田小学校	主査	大内 やす	三春町立桜中学校	主事	高橋 順子	船引町立船引中学校	主査	坪井 孝幸
			同	主事	本田 照美			
			同(14年度)	主事	佐藤 真紀子			
船引町立春山小学校	主査	堀越 敬子	小野町立浮金小学校	主事	先崎 里美	大越町立大越中学校	主査	橋本 清一
船引町立移中学校	主査	林 みどり	三春町立沢石中学校	主事	渡邊 恵摩	船引町立船引小学校	主査	橋本 広治

2004.02.05

(2004.06.30再編)

信陵中学校は学級数基準により学校事務職員が複数配置がされていましたが、少子化にともなう学級減のため、1名の引き上げが懸念されていました。その対策として検討されたのが第7次定数改善計画による加配を受けることでした。

平成13年度より第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画「きめ細かな学習指導や教育の情報化支援のため、事務部門の強化対応を行う学校への加配」を受け、学校事務の共同処理による効率化の研究が始まりました。

1 共同実施連携校協議会の設置

実践校 福島市立信陵中学校 生徒数759名 普通学級23(1学年の30人学級を含む)
協議会参加者 校長・教頭・事務職員2名
研究協力校 福島市立清水小学校 児童数463名 福島市立北沢又小学校 児童数709名
福島市立笹谷小学校 児童数653名 福島市立大笹生小学校 児童数113名
協議会参加者 校長・事務職員各校1名

2 加配の目的

- (1) 研究実践校及び研究協力校との連携により、教育の情報化や学校裁量権の拡大に伴って増大している学校事務処理についてシステム化・効率化を図る。
- (2) 教育の情報化の支援のため、連携校における事務担当職員のOJLを活性化し、事務部門強化する。
- (3) きめ細かな学習指導や特色ある学校づくりをめざして自校の教育課題について把握し、積極的な学校経営への参画をめざし、具体的な参画・支援方法を話し合う。
- (4) 家庭(学区)、地域住民への行政サービスを共有化し、学校の説明責任体制の明確化と学校・地域との連携を図る。

3 実施内容

- (1) 実践校・連携校の事務職員5名で共同実施組織を編成。
- (2) 実践校の校長が共同実施組織を総括、事務局を設置。
- (3) 実践校長の通知により月1回の定例会を開催。
- (4) 年間業務計画を立て、内容に添って共同処理、グループ研修、地域内の情報交換を行う。
- (5) 他地区の共同実施推進校や地区事務研の共同実施研究グループと連携し、業務内容の更新に努める。

4 システム化・効率化を図る業務

- (1) 県費会計の事務処理効率化(手当認定・会計監査等への対応)
- (2) 就学援助申請・給付等の処理の円滑化(事務処理システムの各校共通化)
- (3) 備品・施設設備等の学校間共同利用と学校予算執行の効率化
- (4) コンピュータの操作など研修を深め、IT化を図る

5 活動の実態

- (1) 各学期1回程度協会を開催し、共同実施業務の実践、情報交換を行う。
- (2) 会議招集の案内等は事務局が行う。旅費は県費とする。
- (3) 実践校は実施報告書をまとめ、福島市教育委員会及び協力校長へ報告する。

資料1 平成15年度加配校報告

<様式2>

加配校報告(計画と成果)

学校名 福島市立信陵中学校

報告作成者: 職氏名 主査 平 英 作

1 加配の種類

事務職員加配

2 活用方針

- ・拠点校である本校を中心に地域内小学校と連携して学校事務の共同処理組織を構成し、事務業務の効率化・強化を図る。
- ・学校事務職員が学校運営に積極的に参画していく意欲や態度を養うため研修の充実を図る。
- ・きめ細かな学習指導や保護者や地域住民に対する説明責任の要請等、情報化への対応の窓口として活用する。

3 具体的な活用方法(計画)

- ・連携校における事務担当職員のグループ研修を活性化させ、会計業務の効率化、執行の適正化に努める。
- ・就学援助児童生徒の増加に伴う事務処理の速やかな対応を図るため、連携校の連絡体制を確立する。
- ・連携校の備品、施設設備、教材等状況を常に把握し、学校間共同活用など教育活動支援強化と共に父母負担軽減、経費節減に努める。

4 活用の実際

- ・事務業務の集中化をおこない、市費及び学校徴収金等の執行計画書を作成している。これにより教員の事務負担軽減と共に業務のチェック体制を確立、適正な会計執行に当たっている。
- ・きめ細かな学習指導支援を図るために、現行学習指導要領における情報機器等の使用教科や領域を調査・研修し、常に適切な教材・教具が利用できるよう努めている。
- ・総合的な学習の時間や選択履修の拡大に伴う必要経費の変化を連携校内で調査し適正化を図ると共に、就学援助費受給生徒への対応の迅速化に努めている。
- ・拠点校の発行する「事務だより」を連携校に配布し、情報の共有化を図っている。

5 成果と課題

- ・連携校内でOA機器の研修などにより事務処理の効率化に取り組めた。
- ・備品や教材の不足による教育活動の遅滞が改善され、きめ細かな学習指導の支援が行われている。
- ・就学援助申請や援助費の支給等に地域内の小中学校が連携し、速やかな処理、保護者への連絡がスムーズに行われるよう努めている。
- ・就学援助受給生徒が近年増加の一途をたどっている。必要経費の増大をどのように圧縮していくか、連携校と共に調査研究し保護者の負担軽減を図っていきたい。
- ・「特色ある学校づくり」「開かれた学校づくり」へ事務職員が積極参加できるようさらなる事務の効率化とOA化を図り、事務部門の強化に努めていきたい。

資料 2

平成 16 年度事務処理の効率化の関する共同実施連携校協議会の進め方（案）

1 設置目的

共同実施による事務・業務の処理等を円滑に行うため、県北管内において第 7 次定数改善計画に伴う研究加配地区の連携をはかるため協議会を設置する。

2 組織

（省略）

3 実施計画

日 時	業務内容	場所
第 1 回協議会 5 月 3 1 日（月） 午後 3 時～	(1)組織編成 (2)昨年度の実施状況報告、及び反省 (3)16年度実施計画書の作成 (4)関係法令改正の学習 (5)各校情報交換	信陵中学校
第 2 回協議会 6 月 3 0 日（水） 午後 3 時～	(1)県会計監査結果と事務業務の効率化の考察 (2)旅行伺い、復命書の様式統一化の話し合い (3)各校情報交換	信陵中学校
第 3 回協議会 7 月 3 0 日（金） 午後 1 時～	(1)パソコン操作の研修 (2)パソコンを利用した事務処理の方法についての話し合い (3)会計帳簿の作成状況等確認 (4)各校情報交換	信陵中学校
第 4 回協議会 8 月 2 0 日（金） 午後 1 時～	(1)パソコンを利用した事務処理システムについて (2)旅行伺い、復命書の様式統一化 (3)各校情報交換	信陵中学校
第 5 回協議会 9 月 2 7 日（月） 午後 3 時～	(1)会計事務指導会の情報交換 (2)学区内来賓等名簿の作成について話し合い (3)各校情報交換	笹谷小学校
第 6 回協議会 1 0 月 2 1 日（木） 午後 3 時～	(1)給与改定関係事務だより発行について (2)来賓名簿データ作成 (3)各校情報交換	大笹生小学校

以下 第 1 回協議会で計画立案（月 1 回程度の計画を立てる）

他校訪問も兼ねて各校年 1 回会場校は持ち回りとする。

資料3 共通化された物品購入伺い書様式

資料4 事務だよりを協力校間で配信、共有している

1 はじめに

(1) 第7次定数改善の加配を受けて

加配を受けるまでの経過

梁川中学校の生徒数・学級数と教職員数の推移（資料1 - 1）

加配の目的および期待される成果（資料1 - 2）

拠点校と連携校（資料1 - 3）

(2) 梁川町学校事務改善委員会について（資料2）

梁川町学校事務改善委員会（以下 改善委員会）の組織を生かした事務効率化の推進

2 校内の実践

(1) 平成15年度

備品台帳の整理および備品台帳のデータベース化

学校徴収金にかかる事務分担の見直し

教育計画（事務部運営計画）の見直し

15年度加配校報告（資料3）

(2) 平成16年度

学校徴収金の処理システムおよび事務分担の見直し

教育計画（事務部運営計画）の見直し

3 改善委員会の動き

(1) 平成15年度の活動状況（資料4 - 1）

第7次定数改善の加配であることの共通理解を図る（資料5）

『備品管理事務の手引き』改定に向けて

16年度の計画作成（事務処理の効率化に向けて）

OA機器を利用した学校事務効率化のための実践計画（資料6）

(2) 平成16年度

改善委員会の活動計画（資料4 - 2）

4 まとめにかえて

(1) 校内の取り組みの成果と課題

(2) 今後の改善委員会のあり方について

(3) 地教委・校長会等との連携について

1 梁川中学校の生徒数・学級数と教員(教頭)数・事務職員数の推移

	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度
生徒数	848	781	730	682	673	638	680	691
学級数 (特別支援)	25 (2)	23 (1)	22 (2)	22 (2)	22 (2)	21 (3)	23 (2)	23 (2)
教員数 (教頭数)	42 (2)	40 (1)	39 (1)	39 (1)	40 (1)	39 (1)		
事務職員数	2	2	1	1	2	2		

学級数の(特別支援学級数)、教員数の(教頭数)は内数
14年度より1学年は30人学級。 17・18年度は推定

2 加配の目的および期待される成果(申請時の内容より)

(1) 学校の現状について 省略

(2) 具体的な取り組み

学級や学年、教科等に関する会計処理について、その効率化、集中化を図っていく。
会計処理や事務処理にコンピュータ及びネットワークを活用し、事務の効率化を図っていく。

地域イントラネットを利用して、町内小中学校および教育関係機関の備品、教材、図書等の情報の共有化を行なうなど、地域の拠点校として情報化をすすめる。

学校図書館の図書やビデオソフト等のデータベース化を進めていく。

(3) 加配後の効果、成果について

学級や学年、教科等に関する会計処理についての効率化、集中化および適切な事務分担により、教員の事務の負担が軽減され、よりきめ細かな学習指導が行えるようになる。

町内の学校および教育関係機関との間での情報の共有化や事務処理方法等についての情報化を進めることができる。

学校図書館の図書やビデオソフト等のデータベース化が進むことにより、生徒の学校図書館の積極的な利用が促進される。

(4) 加配の必要性 省略

3 拠点校と連携校

		15年度		16年度	
		児童生徒数	学級数	児童生徒数	学級数
拠点校	梁川町立梁川中学校	673	22	638	21
連携校	梁川町立五十沢小学校	54	5	58	5
	梁川町立富野小学校	91	6	77	6
	梁川町立山舟生小学校	64	6	58	5
	梁川町立白根小学校	60	6	56	6
	梁川町立梁川小学校	562	20	577	21
	梁川町立堰本小学校	279	12	294	13
	梁川町立粟野小学校	144	6	138	6
	国見町梁川町組合立大枝小学校	90	6	82	6

資料 2

梁川町学校事務改善委員会

1 目 的

この会は学校事務の改善を通して学校経営の円滑化に寄与することを目的とする。

- (1) 梁川町内小中学校における事務処理上の問題点や改善点を探り、町教育委員会指導のもと、町内共通化を図ることにより、事務の能率化、効率化、正確化を図る。
- (2) よりよい学校事務のあり方等を追求することによって、学校事務職員としての資質向上に努め、各学校の教育活動を支え、また教育環境を整えるための一役を担えるようにする。

2 組 織

この会は梁川町立小中学校事務職員と町教育委員会事務局担当係員をもって構成する。

3 事 業

この会の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 町内事務処理の共通化に関する調査研究
- (2) 教育活動を支える学校事務のあり方に関する調査研究
- (3) その他の目的達成に必要な事項

4 招 集 町教育長名で通知し招集する。 以下省略

資料 3

様式 2

15年9月

加配校報告（計画と成果）

学校名 梁川町立梁川中学校

1. 加配の種類と任用条件

- (1) 加配の種類 事務職員加配
- (2) 任用条件 主 事

2. 活用方針

- (1) 事務部門の強化によりきめ細やかな学習指導や教育の情報化への支援が出来るようにする。
- (2) 学校事務の業務の効率化を図り、教職員がゆとりをもって生徒とふれあう時間を確保できるようにする。
- (3) 事務部門において地域のセンター校的な役割を担い、情報化対応の研究を進め、事務処理の効率化を図っていく。

3. 具体的な活用方法

- (1) 学校事務の業務の効率化に関する教職員のニーズを把握する。
- (2) 本校及び町内の全小学校との事務の共同処理の推進のための準備を行う。

4. 活用の実際

- (1) 現在事務職員が担当している事務・業務の見直し、改善のための準備を行う。
- (2) 教員と事務職員の協業体制の見直し、改善のための準備を行う。
- (3) 学校間の事務に関する情報の共有化や連携を進める準備をする。

5. 成果と課題

- (1) 学校事務の業務の効率化が進められるようになり、教員の学習指導や生徒とのふれあう時間が確保されるようになってきた。
- (2) 本校及び町内の全小学校との事務の共同処理の推進の準備をさらに進められるとよい。

1 平成15年度梁川町学校事務改善委員会の活動状況

	『備品管理事務の手引き』改定関係	事務加配関係
4月9日	今年度の組織・活動計画 財務事務に関する申し合わせ事項の確認	
6月9日	方法・日程・役割分担等を検討 備品分類表の見直し	(加配に伴う実務研修について 拠点校より提案)
7月10日	備品分類表の見直し 理振該当品の取扱いについて検討	教育長より加配に関する説明 (加配に伴う研修計画について 拠点校より提案 資料5)
8月26日	備品分類表改定作業	(研修計画についての話し合い)
9月9日	備品分類表改定作業	(共同実施についての話し合い)
10月14日	備品分類表改定作業	共同実施についての話し合い
11月7日		事務効率化のための計画について 町教委へ協力依頼(資料6)
11月17日	前書き部分の確認 備品分類表の確認	上記依頼について町教委より回答 共同実施についての話し合い
12月17日		事前アンケートにより、共同実施に 係る実践計画の話し合い
2月25日	町教委へ『手引き』の原稿提出	
3月9日	町教委より学校長宛に『手引き』の改定 が通知される。(16年4月1日適用)	
3月11日	各学校へ『手引き(CD-ROM)』を配布	

2 平成16年度梁川町学校事務改善委員会の活動計画

(1) 内容

○ A機器を利用した事務処理の効率化

・ 町役場のサーバの利用

町内学校相互の備品台帳の閲覧(備品の効率的活用)

文書様式の共有

各種事務処理フォームの共有

・ 収受文書のメール配信

広報活動(町内教職員向け)

実務研修 4月 (年間計画作成) 改正法令文書の読み合わせ

5月 財務会計システム導入に係る研修

6月 会計の基本に関する研修

7月 県給与関係監査に関する研修

(8~10月 県大会伊達大会運営のため実施しない。)

11月 給与事務指導会結果に関する研修

12月 学校徴収金に関する情報交換

1月 改正法令に関する研修

2月 必要に応じて開催

(2) 組織

○ A班: 堰本小(齋藤)・山舟生小(佐藤)・梁川小(齋藤)・梁川中(今村)

広報班: 五十沢小(遠藤)・粟野小(渡邊)・富野小(松浦)

研修班: 梁川中(菅野)・大枝小(引地)・白根小(湯浅)

梁川中学校事務職員加配に伴う研修計画（案）

1 はじめに

平成13年度より第7次公立義務教育諸学校教職員定数改善計画により、「学校運営の円滑化」のため「きめ細かな学習指導や教育の情報化の支援のため事務部門の強化対応を行う学校への加配」として事務職員の加配が行われている。平成15年度より梁川中学校に事務職員が1名（期限付職員）加配され、連携校として町内全小学校が指定されている。

梁川町小中学校改善委員会では、以前より財務関係事務処理の町内共通化を通して事務の効率化・効率化・正確化を図ってきたところであるが、この加配を受け、学校事務・業務全般について見直し、効率化を図るための研修を進める。

2 研究内容

（1）共同事務処理の推進に関する調査研究

共同事務処理により効率化が図れる事務・業務に関する調査研究、並びに共同事務処理を行う事務内容の検討

共同事務処理のあり方に関する調査研究

共同事務処理組織(改善委員会)による管理運営全般の支援体制等に関する調査研究

（2）学校単位で処理する事務・業務の見直し、改善に関する調査研究

現在事務職員が担当している事務・業務の見直し、改善

- ・ 文書（情報）管理方法のシステム化
- ・ 学校予算の効率的運用
- ・ 校内会計処理システムの見直し
- ・ コンピュータを利用した事務処理方法についての検討
- ・ 教員と事務職員の協業体制の見直し、改善
- ・ 校内教員の事務処理の実態把握と事務職員の関わり方
- ・ 校内会計処理システムの一本化
- ・ ホームページ、学校便り発信への参加のあり方
- ・ 事務部門の校内体制整備

（3）教育委員会と学校間及び各学校間の情報の共有化、連携のあり方の検討

（4）教育委員会と学校の事務分担を含む事務処理方法の見直しによる事務の効率化

「効率化」の視点からの見直し

財務システム導入における教育委員会と学校の処理方法と分担について

（5）その他事務処理の効率化等に関する調査研究

3 実践計画（15年度～17年度）

（1）事務・業務の効率化

- ・ 県費（諸手当認定・旅費請求等）処理の効率化、執行状況確認
- ・ 町予算編成及び執行事務の効率化

（2）管理運営全般の支援

- ・ 備品管理の円滑化（「備品管理の手引き」改訂版の作成）
- ・ 備品・施設設備等の学校間共同利用
- ・ 会計処理のシステム化

（3）事務処理の効率化のための実務研修会の実施

- ・ 諸手当認定状況確認
- ・ 改正法令に関する研修
- ・ 町予算要求に関する研修
- ・ 旅費請求に関する研修
- ・ 会計処理状況確認
- ・ 町財務処理システムの研修

OA機器を利用した学校事務効率化のための実践計画

梁川町小中学校事務改善委員会

1 目的

梁川町立小中学校では現在、事務処理の効率化のための実践研究を進めている。そのための一つの方策として、本町においてすでに整備されている地域イントラネットを活用させていただきたいと考えた。折しも次年度より町予算支出にかかる事務処理がOA化される予定であるが、各種事務処理のOA化によって事務の効率化をはかり、それによって生み出された時間を利用し、校内の学習支援、教育の情報化推進を行っていききたい。

2 具体的な方法

町役場のサーバーの中に「改善委員会」及び「教育委員会事務局」のフォルダをつくっていただき、それを利用して事務処理を進める。

各種文書様式の共有

各種事務処理に係る文書様式をサーバー上で共有することにより、様式更新や追加等により速やかに対応できるようにする。(現在の文書容量1.8MB)

各校備品データの共有

パソコンで管理している各学校の備品データやビデオ等ソフト教材の情報を共有し、互いに借用することにより、学校予算の効率的執行に生かす。(現在の備品台帳容量 およそ6MB)

受理文書の共有

受理文書一覧をサーバー上で共有することにより、文書收受事務の効率化を図る。

町会計オンライン化に伴う事務の効率化

町教育委員会への報告文書の効率化

3 計画実施に向けて必要なもの

サーバー

高速な通信網

事務用パソコン(各学校の状況に応じプリンタも必要)

データベースソフト(備品管理用)

4 問題点

事務職員のみでなく教員も使用できるようにするため(備品の検索等)に、管理の方法はどうすればよいか。

どこで(誰が)情報の管理をするのか。(セキュリティーの問題も含めて)

現在備品管理に使用しているデータベースソフトでは限界があり、データの共有に対応できるソフトの購入が必要である。